

登記すべき事項の記載に関する一部訂正のお知らせ

平成 27 年 6 月 1 日

登記すべき事項（別紙）の記載に関しては、当書式集では、慣例に従い、変更後の登記記録を記載しております。例えば、次の A や C ではなく、下線部分を記載しない B や D を採用しております。

- A . . . 「監査役設置会社に関する事項」監査役設置会社
「原因年月日」平成〇年〇月〇日廃止

- B . . . 「監査役設置会社に関する事項」
「原因年月日」平成〇年〇月〇日廃止

- C . . . 「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」〇〇〇〇
「役員に関するその他の事項」（社外取締役）
「原因年月日」平成 27 年 5 月 1 日社外取締役である旨の抹消により変更

- D . . . 「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」〇〇〇〇
「原因年月日」平成 27 年 5 月 1 日社外取締役である旨の抹消により変更

ところが、上記の D につき C と記載したチェック漏れがありましたので、お詫びの上、訂正いたします。

【書式集における対象書式】

上巻 序章 第 2 社外役員の責任限定契約の変更